金融庁オンライン広報誌
アクセス FSA 第186号
https://www.fsa.go.jp/access/index.html

Contents

Ｐ２　「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書の公表について

Ｐ３　平成31年度税制改正の大綱における金融庁関係の主要項目について

Ｐ５　企業情報の開示の充実に向けた取組みについて

Ｐ７　「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」の開催について

Ｐ８　「第12回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」の開催について

Ｐ８　「金融庁の１年（平成29事務年度版）」の公表について

Ｐ10　皆さんご注意下さい！　＆　情報提供のお願い

Ｐ16　お知らせ

「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書の公表について

昨年 12 月 21 日、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について、制度的な対応を検討するため金融庁に設置されていた「仮想通貨交換業等に関する研究会」において、報告書が取りまとめられました。

仮想通貨（暗号資産）に関しては、マネーロンダリング・テロ資金供与対策に関する国際的要請がなされたことや、業者の破綻などを受け、犯罪収益移転防止法における本人確認義務等のマネーロンダリング・テロ資金供与対策や、資金決済法における説明義務等の一定の利用者保護規定の整備が図られ、平成 29 年４月から施行されています。

その後、昨年１月、不正アクセスにより、仮想通貨交換業者が管理する顧客の仮想通貨が流出する事案が発生したことに加え、行政当局の立入検査を通じて仮想通貨交換業者の内部管理態勢等の不備が把握されました。また、仮想通貨の価格が乱高下し、仮想通貨が投機の対象になっている、との指摘もなされたほか、仮想通貨を原資産・参照指標とするデリバティブ取引（以下「仮想通貨デリバティブ取引」）や仮想通貨による資金調達（以下「ＩＣＯ（Initial Coin Offering)」）などの新たな取引が登場する動きも見られました。

こうした状況を受け、当庁では、昨年３月に学識経験者、金融実務家等を集めて「仮想通貨交換業等に関する研究会」を設置しました。仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について、制度的な対応を検討するため、海外の事業者を含む関係者からのヒアリングなども行いながら、昨年 12 月まで 11 回にわたり会合を開催しました。

今回取りまとめられた報告書には、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題への対応として、主に、「仮想通貨交換業者に関する規制」、「仮想通貨デリバティブ取引に関する規制」、「ＩＣＯに関する規制のあり方」といった内容が盛り込まれています。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「政策・審議会等」の中の「審議会・研究会等」から、「仮想通貨交換業等に関する研究会」にアクセスしてください。

平成 31 年度税制改正の大綱における金融庁関係の主要項目について

昨年 12 月 21 日、平成 31 年度税制改正の大綱が閣議決定されました。大綱における金融庁関係の主要項目の概要は、以下のとおりです。

（１）NISA 等の利便性の向上・充実

NISA は、家計の安定的な資産形成と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることを目的として、平成 26 年１月より導入された制度です。

NISA 口座保有者（一般 NISA、つみたて NISA）が海外転勤等により一時的に出国する場合、既に NISA 口座で保有している商品は課税口座に払い出されてしまいます。また、帰国後においても、一旦課税口座に払い出された商品は、NISA 口座に戻す（移管する）ことはできません。

そのため、海外転勤等により一時的に出国する場合においても、引き続き NISA 口座での保有を可能とすることを要望し、措置されることになりました。

（２）クロスボーダーの債券現先取引（レポ取引）に係る非課税措置の拡充及び延長

クロスボーダーのレポ取引（本邦金融機関が外国金融機関に債券を売却し、一定期間後に買戻す取引）については、そのレポ差額が非課税（レポ特例）とされています。

平成 29 年度税制改正により、外国ファンドとの間のレポ取引についても非課税措置の対象と認められましたが、当該措置は２年間の時限措置である上、対象は日本国債レポのみに限定されていました。

そのため、海外ファンドが国内金融機関等と行う日本国債レポ取引について、受け取る利子等を非課税とする措置を２年間延長し、本措置の適用対象を外国債券（米、ユーロ圏、英、豪州の国債等）へ拡充することを要望し、措置されることになりました。

（３）火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長

損害保険会社では､大型台風､雪害、洪水等の自然災害への保険金支払いが近年増大しており、異常危険準備金の大幅な取崩しが発生したことから、残高が低水準となっています。

巨大自然災害に対する保険金の支払いに耐えうる、十分な残高の確保・維持が必要不可欠であるため、火災保険等に係る特例積立率を６％（現行５％）に引き上げた上、その適用期限を３年延長することを要望し、措置されることになりました。

※１　支払保険金の総額が正味収入保険料の50%を超える場合、当該超過額を取崩して支払いに充てる。
※２　ただし、残高が30%に達するまでは取崩し不要。

（４）番号の告知に関する所要の措置

平成 28 年１月１日より前に証券口座を開設した顧客に係るマイナンバー告知義務について、同日から３年の経過措置が規定されていまし

たが、その告知期限を３年間延長することを要望し、措置されることになりました。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、「平成 31 年度税制改正の大綱における金融庁関係の主要項目について」（平成 30 年 12 月 21 日公表）にアクセスしてください。

企業情報の開示の充実に向けた取組みについて

金融庁は、有価証券報告書における、経営戦略、経営者による経営成績等の分析（MD&A）、リスク情報などの記述情報について、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組みを促すため、昨年 12 月 21 日、「記述情報の開示に関する原則」案を公表し、本年２月１日まで広く意見を募集しています。

本原則案は、

① 経営の目線による経営戦略やリスクに関する議論の開示への適切な反映
② 深度あるセグメント情報の開示
③ より分かりやすい開示の実現に向けた方策など

について、プリンシプルベースのガイダンスを提供するものです。

当庁としては、今後、お寄せいただいた御意見を踏まえ、本原則の取りまとめに向け取り組んでいきます。

【本原則策定の背景】

企業情報の開示は、投資家の投資判断に必要な情報の提供を通じて、資本市場における効率的な資源配分を実現するための基本的インフラであり、投資判断に必要な情報を十分かつ正確に、また適時に分かりやすく提供することが求められます。

こうした考えの下、投資判断に必要な情報提供の確保や企業と投資家の建設的な対話の促進のため、平成 29 年 12 月から、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、企業情報の開示のあり方について総合的な検討が行われ、昨年６月に報告書が取りまとめられました。

報告書では、有価証券報告書における企業情報の開示の充実のため、

- 財務情報、及び、財務情報をより適切に理解するための記述情報（例えば、経営戦略、MD&A、リスク情報など）の充実
- 企業と投資家との対話の観点から求められるガバナンス情報（例えば、政策保有株式、役員報酬に係る情報など）の提供
- 情報の信頼性を投資家が判断する際に有用な情報（例えば、監査人の継続監査期間など）の充実と情報の適時な提供
- EDINET の利便性の向上　等

が提言されています。

当庁においては、これらの提言を受け、投資判断に必要な情報提供の確保や企業と投資家の建設的な対話の一層の促進に向け、以下の取組みを進めています。

- 役員報酬や政策保有株式の開示の充実を含め、報告書に盛り込まれた諸施策の実現のため、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案を昨年 11 月に公表し、意見募集を実施しました。当該改正については、本年３月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から、順次適用する予定です。
- あわせて、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組みを促すため、企業が経営目線で経営戦略・MD&A・リスク等を把握・開示していく上でのプリンシプルベースのガイダンス（本原則）を策定するとともに、
- 一部企業のベストプラクティスを全体に浸透させるため、開示内容や開示への取り組み方に関するベストプラクティスの収集・公表を行う予定です。

内閣府令の改正に加えて、本原則の整備やベストプラクティスの積上げ・浸透を踏まえて、充実した開示が行われることを通じ、企業に対する投資家の理解が深まり、企業と投資家の対話が実効的なものとなる好循環の確立が期待されます。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「『記述情報の開示に関する原則（案）』の公表について」（平成30年12月21日公表）にアクセスしてください。

「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」の開催について

年末の資金需要期を迎えることを踏まえ、金融庁は、昨年12月10日に、金融機関等の代表者を招き、「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」を開催しました。

その際、麻生大臣から金融機関等の代表者に対して、年末や年度末の資金需要への対応に加え、担保・保証に過度に頼ることなくいわゆる「目利き」を発揮した資金供給を行うこと、資金繰りに関する相談に親身になって対応していただくことなどを要請するとともに、金融機関の金融円滑化への取組み等について意見交換を行いました。

併せて、同日付にて、金融関係団体に対し、年末の中小企業者等の金融円滑化について、書面で要請を行うとともに、当該要請文を公表し、要請内容の周知徹底を図りました。

挨拶をする麻生大臣

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について」（平成 30 年 12 月 10 日公表）にアクセスしてください。

「第 12 回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」の開催について

昨年 12 月 26 日、第 12 回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を開催しました。

当懇談会は、改正貸金業法完全施行後の貸し手・借り手の状況をフォローしつつ、今後取り組むべき施策等について検討するため、平成 24 年９月に多重債務者対策本部の下に設置されたものです。

第 12 回懇談会においては、多重債務者対策を巡る現状及び施策の動向として、直近の多重債務者数の趨勢等や、銀行カードローン及びギャンブル等依存症への取組み、ヤミ金融事犯や生活困窮者自立支援制度に係る関係省庁の対応等について、政府から報告が行われたほか、有識者で構成される各構成員から、これらの課題等に関連した資料の提出や報告があり、その後、自由討議が行われました。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「「第 12 回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」の開催について」及び首相官邸ウェブサイトの「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」にアクセスしてください。なお、当懇談会の議事録については、首相官邸ウェブサイトにて後日公表予定です。

「金融庁の１年（平成 29 事務年度版）」の公表について

金融庁は、日本の金融の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務として、透明かつ公正な行政の実施に努めています。

今般、平成 29 事務年度の取組みをとりまとめ、「金融庁の１年（平成 29 事務年度版）」を公表しました。

主な内容は、以下のとおりです。

〇人事改革等

・　組織文化（カルチャー）及びガバナンスの改革

〇ＩＴの進展等への対応

・　「仮想通貨交換業等に関する研究会」の開催

〇家計の安定的な資産形成に関する取組み

・　投資信託の販売会社における比較的可能な共通ＫＰＩの公表
・　つみたてＮＩＳＡの普及・利用促進の取組み
・　高齢社会における金融サービスのあり方の公表

〇預金取扱等金融機関の検査・監督

・　「地域銀行モニタリング結果とりまとめ」、「地域銀行有価証券モニタリング中間とりまとめ」、「経営者保証に関するガイドラインの活用実績」等の公表
・　企業アンケートの実施、金融仲介機能のベンチマークの取組み
・　「金融仲介の改善に向けた検討会議」にて、地域金融の競争のあり方等を議論
・　銀行カードローンに関し、検査の検証結果を「中間とりまとめ」として公表、全国銀行協会の申合せの対応状況の調査の実施

〇その他金融機関等をめぐる動き

・　高速取引行為者、仮想通貨交換業者、電子決済等代行業者の概況

当庁では、この他にも、金融行政が何を目指すかを明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくか、また、その進捗や実績などを評価し、現状分析や問題提起などと合わせて「変革期における金融サービスの向上に向けて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針（平成30事務年度）～」として公表しておりますので、こちらもご覧ください。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「公表物」の中の「白書・年次報告等」にアクセスしてください。

皆さんご注意ください！　＆　情報提供のお願い

その「もうけ話」、大丈夫ですか？

○　仮想通貨に関するトラブルにご注意ください！

　インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる「仮想通貨」をめぐるトラブルが増加しています。また、仮想通貨の交換と関連付けて投資を持ち掛け、トラブルとなるケースが増えています。

　改正資金決済法等の施行に伴い、仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています。取引の際には、金融庁・財務局に登録された事業者であるか、また、事業者が金融庁・財務局から行政処分を受けているか確認するとともに、下記の注意点に気を付けるようにしてください。

- **仮想通貨は「法定通貨」ではありません。**
- **仮想通貨は、価格が変動することがあります。**
- **仮想通貨交換業者は登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。**
- **仮想通貨の取引を行う場合、事業者から説明を受け、内容をよく理解してから行ってください。**
- **仮想通貨や詐欺的なコインに関する相談が増えています。詐欺や悪質商法に御注意ください。**

◎ 金融庁ウェブサイトでは、勧誘を行う業者が金融庁・財務局 の登録を受けているかを確認できます。

↓

仮想通貨交換業者登録一覧（金融庁ウェブサイト）

◎ また、金融庁・財務局が行った行政処分について確認できます。

↓

仮想通貨関係情報　（金融庁ウェブサイト）

○　ＩＣＯ(Initial Coin Offering)に関する注意喚起について

　一般に、ＩＣＯ(Initial Coin Offering)とは、企業等が電子的にトークン（証票）を発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称です。トークンセールと呼ばれることもあります。

全世界でＩＣＯによる資金調達が急増していますが、ＩＣＯにより発行されるトークンを購入する際には、次のような高いリスクがあります。

● 価格下落の可能性

トークンは、価格が急落したり、突然無価値になってしまう可能性があります。

● 詐欺の可能性

一般に、ＩＣＯでは、ホワイトペーパー（注）が作成されます。しかし、ホワイトペーパーに掲げられていたプロジェクトが実施されなかったり、約束されていた商品やサービスが実際には提供されないリスクがあります。また、ＩＣＯに便乗した詐欺の事例も報道されています。

（注） ＩＣＯにより調達した資金の使い道（実施するプロジェクトの内容等）やトークンの販売方法などをまとめた文書をいいます。

トークンを購入するに当たっては、このようなリスクがあることや、プロジェクトの内容などをしっかり理解した上で、自己責任で取引を行う必要があります。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、ＩＣＯの利用者及び事業者に対する注意喚起を掲載しています。

↓

「ＩＣＯについて　～利用者及び事業者に対する注意喚起～」（金融庁ウェブサイト）

○ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。

↓

・こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスを行うことや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。

↓

・こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。

↓

・これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関らないようにしてください。
・ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局） の登録を受けているかを確認できます。

↓

免許・許可・登録等を受けている業者一覧（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
・その信用力などが保証されているものではありません。
・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。

↓

詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！（金融庁ウェブサイト）

これら不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日10時～17時）
電話（ナビダイヤル）：0570－016811
※ＩＰ電話からは、03－5251－6811におかけください。
ＦＡＸ：03－3506－6699

皆様からの情報提供が市場を守ります！

【お知らせ】
10月１日より、下記窓口の電話受付時間を、
＜ **平日８時45分～17時00分** ＞に変更しました。
詳しくは、「証券取引等監視委員会ウェブサイト」よりご確認ください。

(1)　情報提供窓口

証券取引等監視委員会では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、ＦＡＸ、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

（注）　個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会　情報提供窓口
https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/
直　通：0570－00－3581（ナビダイヤル）
※受付時間：平日8時45分～17時00分
※ＩＰ電話等からは、03－3581－9909におかけください。
代　表：03－3506－6000（内線3091、3093）
ＦＡＸ：03－5251－2136
郵送（共通）：〒100－8922
東京都千代田区霞が関3－2－1　中央合同庁舎第7号館

(2)　年金運用ホットライン

平成 24 年４月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応します。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会　年金運用ホットライン
https://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm
直　通：03－3506－6627【受付時間：平日8時45分～17時00分】
電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(3)　公益通報・相談窓口

　公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会　公益通報・相談窓口
https://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm
直　通：03－3581－9854【受付時間：平日8時45分～17時00分】
ＦＡＸ：03－5251－2198
電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

お知らせ

長い間、お取引のない預金等はありませんか？

2018 年１月１日に、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」という。）が施行されました。

2009 年１月１日以降のお取引から 10 年以上、その後のお取引のない預金等（休眠預金等）は、民間公益活動に活用されることとなります。

休眠預金等となった後も、引き続き、お取引のあった金融機関で引き出すことが可能です。休眠預金等の有無、引き出し手続などの詳細は、お取引のあった金融機関にお問い合わせ下さい。

また、通帳やキャッシュカードの所在、金融機関にお届けの住所やメールアドレスに変更がないか、今一度ご確認してみてはいかがでしょうか。

金融庁ウェブサイトでは、預貯金者の方などのためのＱ＆Ａや、休眠預金等活用法に関する関係資料などをご紹介しています。詳しくは、金融庁ウェブサイトの「政策・審議会等」から、「長い間、お取引のない預金等はありませんか？」にアクセスしてください。

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

（敬称略）

井上　聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）
翁　百合	（株）日本総合研究所　理事長
神田　秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢　裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）世話人
米山　高生	東京経済大学経営学部教授
和仁　亮裕	弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方　事業会社　学識経験者シンクタンク　金融機関及びその職員

金融庁に対し、直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政モニター委員に対し、直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL：https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html

ご意見等提出方法：電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号：0570-052100（ナビダイヤル）
（IP電話は、03-3501-2100）

FAX番号：03-3506-6699

ウェブサイト：上記URL参照

郵送先：
〒100-8967
東京都千代田区霞ヶ関3-2-1
金融庁金融サービス利用者相談室
「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL：https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html

ご意見等提出方法：電子メール

電子メールアドレス：
kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※英語でのご意見等も受け付けております。

金融行政モニター

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「金融行政モニター」にアクセスしてください。

中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

● **以下の点について、ご質問・ご相談等はございませんか。**
  ① 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
  ② 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
  ③経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容

● **各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えします。また、助言等も積極的に行います。**

● **ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。**
  《受付時間》 平日９時～16 時

※ お問い合わせ先については、「ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～」にアクセスしてください。

東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト
「東日本大震災関連情報」
（URL:https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html）
「金融機関等の相談窓口一覧」
（URL:https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html）

◆金融庁携帯サイト
「★東日本大震災関連情報」
（URL：https://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html）

メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスＦＳＡや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など、
- 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報が、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
証券取引等監視委員会	「メールマガジン配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
公認会計士・監査審査会	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
調達情報	「調達情報メール配信サービス」	－